

日本放送協会放送受信規約

平成24年10月1日から施行

放送法(昭和25年法律第132号)第64条第1項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

第1条 日本放送協会(以下「NHK」という。)の行なう放送のみの受信についての放送受信契約

地上契約……地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

衛星契約……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特別契約……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 受信機 (家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できる自然の地形による難視聴地域等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいふ。) または別途受信契約を有する。以下同じ。) したがてテレビジョン受信機を設置できるテレビジョン放送のみを受信できる衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる。

(放送受信契約の種別)
第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。

2 第1項に規定する受信機に設置する受信機については放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。

3 第1項に規定する受信機とは、住居および生計とともに住居とは併して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等世帯業以外の移動体についても併して住居の一部とみなす。

4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものによる。

5 同一の世帯に属する1の住居または住居以外の同一の場所に2以上上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

(放送受信契約書の提出)
第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局(NHKの放送局をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない住所

(1) 受信機の設置者(氏名および住所)

(2) 受信機の設置の日

(3) 放送受信契約の種別

(4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数

(5) 受信することができる放送の場所に設置した場合はその場所

2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置した放送受信契約の種別は記載した放送受信契約書に該当する事実を確認するときは、前項各号に掲げる

事項のほか、変更前の放送受信契約の種別は記載した放送受信契約書に該当する事実を確認する場合は、前項各号に掲げる

3 第1項または第2項の放送受信契約の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を用いた場合、その放送受信契約書の提出時に連絡する事項を届け出るものとする。

4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。

(放送受信契約の成立)
第4条 放送受信契約は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となつた月の前月(受信機を設置した月に解約となつた放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払なければならない。

種 別	支 払 区 分	月 領	6か月前支 払額	12か月前支 払額
地 上 契 約	口座・クレジット	1,225円	6,980円	13,600円
	継続振込等	1,275円	7,270円	14,160円
衛 星 契 約	口座・クレジット	2,170円	12,370円	24,090円
	継続振込等	2,220円	12,660円	24,650円
特 別 契 約	口座・クレジット	955円	5,430円	10,580円
	継続振込等	1,005円	5,730円	11,180円

この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはレジットカード等の支払方法をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいい。

2 特別契約を除く放送受信契約を1件以上ある他の支払方法をいふ。支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振込等と併せて放送受信料を支払う場合、支払うべき放送受信料額(消費税および地方消費税を含む。)は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。

3 放送受信契約の種別に変更があるときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、これらの契約種別での変更があるときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別の料額とする。

(1) 衛星契約

(2) 地上契約

(多數契約一括支払に関する特別割引)

第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準(以下「免除基準」という。)の「金額免除」が適用される放送受信料を除く場合、10件以上ある1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振込等と併せて放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらとの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額がら、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額
50件未満	200円
50件以上100件未満	230円
100件以上	300円

- 2 前項において、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件（沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあっては、96件（6か月前払額または12か月前払額である場合に限る）、97件、98件または99件とのとする。）である1の放送受信料額を支払うものとする。
- 3 第1項において、衛星契約件数を100件とし、特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件（6か月前払額または12か月前払額である場合に限る）である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、同項の規定にかかる支払うものとのする。
- 4 前3項の多數契約一括支払に関する特例は、次項に定める團体一括支払に関する特例と重ねて適用することはない。

（団体一括支払に関する特例（団体一括割引））

- 第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「金額免除」が適用される受信契約者またはその者と生計をとることで、第6条第3項に定める団体の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手数料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定による放送受信料額から、1件あたり年額2,420円を減じて支払うものとする。
- 2 前項の団体一括支払に関する特例を次項に定める特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じて支払うものとのする。
- 3 第1項の団体一括支払に関する特例は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。

（同一生計支払に関する特例（家族割引））

- 第5条の4 住居に設置した受信機について放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をとることで、第6条第3項に定める団体の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手数料を行なうときは、当該契約から、1件あたり年額200円を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いすれの放送受信契約についても第6条第3項に定める支払方法により放送受信料の半額を減じて支払う場合にのみ適用する。
- 2 NHKは、前項の所定の手数料にあたり、申込書記載の内容を確認できる範囲内に、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち、1件を除外して放送受信契約者に支払う場合、申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、前項に定める特例を要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、前項に定める特例を適用しないこととする。
- 3 第1項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
- 4 NHKは、申込書記載の内容に変更があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に限り、第1項に定める特例を適用しないことができる。
- 5 NHKは、申込書記載の内容に変更があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に限り、第1項に定めた放送受信料に關して第1項に定める特例を適用しないことができる。

（事業所契約に関する特例（事業所割引））

- 第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置してある受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「金額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして放送受信契約を支払う場合は、所定の手数料を行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外して放送受信契約者に支払う場合、その半額を減じて支払うものとする。
- 2 前項に定めた特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
- 3 NHKは、第1項の所定の手数料にあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができ、放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合は、申込書記載の内容によつて申込書記載の内容を雁罈で支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する料額を支払うものとする。
- 4 第1項に定めた放送受信契約者は、前項の通り、第1項に定めた放送受信契約の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
- 5 NHKは、申込書記載の内容に変更があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に限り、第1項に定めた放送受信料を適用しないことができる。放送受信契約者が特例の適用されただけで放送受信料を別に定めることができる。

（放送受信料の支払方法）

第6条 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならぬ。

- 1 第1期 (4月および5月)
2 第2期 (6月および7月)
3 第3期 (8月および9月)
4 第4期 (10月および11月)
5 第5期 (12月および1月)
6 第6期 (2月および3月)

- 1 放送受信料は、次に定める特例を適用された放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別のクレジットカード会員料等による支払いを請求する。この場合の手数料はNHKが負担する。
- 2 放送受信料は、次に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
- 3 放送受信料は、次に定める特例を適用された放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。
- (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動的に送付する振込用紙を用いて、(2) クレジットカード等離脱払、NHKの指定するクレジットカード会員料等による支払いを請求する。
- (3) 繼続振込 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動的に送付する振込用紙を用いて、NHCの指定する支払期日までに継続して前払する月の翌月以降分の放送受信料に限り支払うものとする。(次項の場合を除く。)は、前項に定めるほか、放送受信料は、NHKの指定する金融機関等をその他の支払方法により支払わなければならない。また、重慶の放送受信契約者は、当該期の支払期間分は支払区分が継続振込等の放送受信料額を支払う場合に限り支払うものとする。
- 4 前項に定めるほか、放送受信料は、当該期の支払期間分は支払区分が継続振込等の放送受信料額を支払う場合に限り支払うものとする。この場合の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつた場合は、放送受信契約者は、当該請求が期間分について、支払区分が継続振込等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求が期間後の放送受信料については、別に定める場合には、別に定める方法による支払いを継続する。
- 5 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。
- 6 口座振替による支払いは、前項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。
- 7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず支払うことができなかつたとき（次項の場合を除く。）は、放送受信契約者は、当該期の支払期間分は支払区分が継続振込等の放送受信料額を支払う場合に限り支払わなければならない。また、重慶の放送受信料については支払区分が継続振込等の放送受信料額を支払う場合に限り支払うものとする。
- 8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を支払うことができなかつた場合は、放送受信契約者は、当該請求が期間分について、支払区分が継続振込等の放送受信料については、別に定める場合には、別に定める方法による支払いを継続する。
- 9 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカードにより支払うことができる。

10 放送受信契約者がクレジットカード等離脱料により放送受信料を支払うとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード等に記載

離脱料用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード等離脱料用申込書に記載された内容により立替払いができるることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。

11 クレジットカード等離脱料による支払いは、前項に定める放送受信料を請求せられても立替払いができるとき、または、NHKが所定期の翌期以降の期分（放送受信料が前払いで支払われる場合は、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。

12 NHKは、受信機（衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨を

示すため各号に表示する事項の画面に表示する措置をとることができる。NHKにおいて前各号に掲げる事項の画面に設置確認メッセージを表示しない場合には、当該受信機の画面に表示する事項の画面に設置確認メッセージを表示しない。

（メッセージの表示）

第7条 NHKは、受信機（衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨を

NHKに連絡するよう指示する文字（以下「設置確認メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。NHKにおいて前各号に掲げる事項の画面に設置確認メッセージを表示しない場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない。

措置をとるものとする。

（1）受信機の設置者の氏名および住所

（2）受信機に使用する無線回路内蔵型カード（以下「ICカード」という。）のカード識別番号（以下「ID番号」という。）

（3）受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所

3 前項の環境にかかわらず、以下の各号に掲げる事項の措置をとることができるものとする。

（1）前項の連絡を受けた事項の内容に相違すること

（2）前項の連絡の後、受信機に使用するICカードのID番号を変更したこと

（3）前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間ににおいて、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと

4 第1項における措置をとること

（1）前項の連絡を受けた事項の措置は、第3条第1項ただし書に掲げる場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約が放送局に届け出た住戸等の変更を確認できたときは、NHLKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結しない場合には、契約案内メッセージを表示しない

（2）前項の連絡を受けた事項の措置は、第3条第1項ただし書に掲げる場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約が放送局に届け出た住戸等の変更を確認できなかったときは、NHLKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない

（3）前項の連絡を受けた事項の措置は、第3条第1項ただし書に掲げる場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約が放送局に届け出た住戸等の変更を確認できなかったときは、NHLKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない

（4）前項の連絡を受けた事項の措置は、放送受信契約は、前項の届け出があつた日に解約されたものとする。

5 NHKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示することができる。

6 NHKは、当該放送受信契約者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合に、契約案内メッセージを表示しない

（5）前項の連絡を受けた事項の措置は、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。

（放送受信契約の解約）

第9条 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなつたときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。

（1）対象受信契約者の氏名および住所

（2）放送受信契約を要しないこととなる受信機の数

（3）受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所

（4）放送受信契約を要しないこととなつた事由

2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住戸等の変更を確認できなかったときは、NHLKは、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるとときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとする。

3 ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるとときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとする。

4 NHKは、免除基準に定めるとこころにより、定期的に、第2項に定める理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により放送受信契約の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。

5 NHKは、免除の事由が存続しているため、第1項本文により放送受信契約の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を要求することができる。

6 NHKは、第4項または前項によつても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の放送受信契約については、放送受信料を免除しないものとする。

（放送受信料の免除）

第10条 放送法第64条第2項の規定に基づき、免除基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者を変更したときも、同様とする。

2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別など及びその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。

3 第1項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、墨書きなくその旨を放送局に届け出なければならない。

4 NHKは、免除基準に定めるとこころにより、定期的に、第5条第2項までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に適用する事由があるときは、精算して、返しいしまたは追徴する。

5 放送受信料が支払われた不足額があるときは、改定額により精算して、その額の改定がつたときは、改定額により支払われた放送受信料（第5条第1項または第2項に定める前払額

4 本条第1項から第3項までの遅いものについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の放送受信料（第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の放送受信料）の支払いに充当することができる。

（放送受信契約者の義務違反）

第11条 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返しいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額は、次のとおりとする。

（1）延滞期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額

（2）延滞期間が6か月以下である場合には、支払額を差し引いた額

3 第1項本文により、放送受信料の適用に変更があった場合は第5条第2項までの特例の適用に変更があったときは、改定額により支払われた放送受信料の免除がつたときは、改定額により精算して、返しいしまたは追徴する。

4 放送受信料が支払われた不足額があるときは、改定額により精算して、その額を翌期以降の期分の放送受信料（第5条第1項または第2項に定める前払額

による支払者については、次回以降の前払期間分の放送受信料）の支払いに充当することができる。

（放送受信契約者の支払義務）

第12条 放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならぬ。

（1）放送受信料の支払いについて不正があつたとき

（2）放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかつたとき

（支払いの延滞）

第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない。

(NHKの免責事項および責任事項)

13条 放送の受信について事故を生じた場合があつても、NHKは、その責任を負わない。
2 地上波によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかつた場合は、特別契約を除く放送受信料
3 星星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかつた場合の当該月分の放送受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、当該月分の放送受信料は徴収しない。

(放送受信者等の個人情報の取り扱い)

13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に關し保有する放送受信者等（放送受信者等をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報をいう。」）に基づく放送受信料の保証に関する基準方針（平成16年4月2日閣議決定）に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取扱いの全部または一部の委託に対し、必要なかつ適切な監督を行なう。

(規約の変更)

۱۰۷

145条 この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

則付

この規約は、平成24年10月1日から施行する。

(普通契約または衛星普通契約に関する経過措置)

9月30日までの間に施行された規約の要約が本件に

規約を適用する。

（以下「地デジ規制対象衛星放送」）（以下「地デジ規制対象衛星放送」）（以下「地デジ規制対象衛星放送」）

地図上に示すように、各局により複数の路線にて運行される。前項の規定により、地上波放送は、原則として、各局が運営する。ただし、各局が運営する放送は、原則として、各局が運営する放送である。ただし、各局が運営する放送は、原則として、各局が運営する放送である。

6 契約を締結する者が第5条第3項ただし書の規定により受信料を支拂う場合は、同項の規定は、同契約の履行の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ開局権利者に放送料金を提出するものとみなし。

受信契約者は、第1条第1項および第2項の規定に従い所定の放送受信契約を締結するものとする。

終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなつたときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。

(2) 時間がなく、どこにでも届く通信手段

(3) 受信機の任せっきりの場所に設置しておいた場合はその場所でいつでもデータの送受信が可能

(4) 受信機の任せっきりの場所に設置しておいた場合はデータの送受信が可能

(5) データを送る側は、放送用電話網には、アナログ放送終了日には終了したものがどうする。

10 NHKは、付則第8項の留め置きの内容に虚偽があることか判明した場合、アレコ放送終了日に廻り、放送受信契約者に「当該放送終了日付より放送受信契約が終了した放送受信契約者に対する放送料金の支拂いを停止する旨」の通知を送付する。
11 付則第9項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者に「当該放送終了日付より放送料金の支拂いを停止する旨」の通知を送付する。

12 第3条第2項の規定にかかるわざ、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により放送受信契約が終了した」として付則第9項の規定において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

(1) 放送受信契約者の氏名および住所
(2) 変更にかかる受信機の数
(3) 受信機が住所以外の場所に設置していいた場合はその場所

「第12項の提出」と読み替えるものとする。

内に居住する者の支払うべき放送受信料額(第5条第2項関係)				
種 別	支払区分	月 額	6か月前仮額	12か月前仮額
地上契約	口座・クレジット	1,070円	6,100円	11,880円
	銀行振込等	1,120円	6,390円	12,440円
衛星契約	口座・クレジット	2,015円	11,490円	22,370円
	銀行振込等	2,055円	11,760円	22,620円

NHKが取り扱う受信者の皆様の個人情報を、放送受信料の契約・収納（家族割引）の適用確認を含みます）のほか、免除基準の適用、受信に関する相談業務、

別紙2 (受信規約・受信料額一覧)

受信規約	受信規約の有効期間	原告主張の 契約種別	受信規約に基 づく受信料の 金額(月額)1
受信規約(平成 13年2月1日施行)(甲2)	平成13年2月1日から 平成17年2月9日まで	衛星カラーテ 契約	2340円2
受信規約(平成 17年2月10日施行)(甲 3)	平成17年2月10日か ら平成17年3月31日 まで	衛星カラーテ 契約	2340円3
受信規約(平成 17年4月1日施行)(甲 4)	平成17年4月1日から 平成18年3月31日ま で	衛星カラーテ 契約	2340円4
受信規約(平成 18年4月1日施行)(甲 5)	平成18年4月1日から 平成19年9月30日ま で	衛星カラーテ 契約	2340円5
受信規約(平成 19年10月1日)	平成19年10月1日か ら	衛星契約	2340円6

1 受信者が6か月前払又は12か月前払による支払を選択した場合には、受信料の金額は異なるが、被告又は被替者はそのようないい。

2 受信者が口座振替又は継続払込による支払を選択した場合には、受信料の金額は異なるが、被告又は被替者はそのようないい。

3 受信者が口座振替又は継続払込による支払を選択した場合には、受信料の金額は異なるが、被告又は被替者はそのようないい。

4 受信者が口座振替又は継続払込による支払を選択した場合には、受信料の金額は異なるが、被告又は被替者はそのようないい。

5 受信者が口座振替又は継続払込による支払を選択した場合には、受信料の金額は異なるが、被告又は被替者はそのようないい。

6 受信者が口座振替又はそのようないい。

19年10月 1日施行) (甲 6)	から平成20年9月30日 まで		
受信規約(平成 20年10月 1日施行) (甲 7)	平成20年10月1日から 平成22年3月31日 まで	衛星契約	2290円
受信規約(平成 22年4月1 日施行) (甲 8)	平成22年4月1日から 平成22年11月30日 まで	衛星契約	2290円
受信規約(平成 22年12月 1日施行) (甲 9)	平成22年12月1日から 平成23年6月30日 まで	衛星契約	2290円
受信規約(平成 23年7月1 日施行) (甲 1 0)	平成23年7月1日から 平成24年9月30日ま で	衛星契約	2290円
受信規約(平成 24年10月 1日施行) (甲 1)	平成24年10月1日以 降	衛星契約	2220円 ⁷

⁷ 受信者が口座振替又はクレジットカード等継続払による支払を選択した場合には、受信料の金額は異なるが、被告はそのような選択を行っていない。